

標準運送約款及び標準内航運送約款の
改定に関するコメント（仮称）
（案）

平成30年 月

国土交通省

目 次

1	はじめに（標準運送約款と標準内航約款について）	1
1.1	標準運送約款と標準内航運送約款の改正について	1
1.2	標準約款改正へのご対応.....	1
2	標準約款の改正に関する検討・手続きの流れ.....	2
2.1	改正標準運送約款および改正標準内航運送約款の入手先	2
2.2	必要な手続きの概要	2
3	標準運送約款の改正.....	3
3.1	標準運送約款の適用範囲.....	3
3.2	改正標準運送約款の施行日	3
3.3	標準運送約款の改正への対応	3
3.4	標準運送約款の改正のポイント.....	4
3.4.1	危険品の持込みや通知義務について	4
3.4.2	運送の引受け.....	7
3.4.3	高価品に関する特則の適用除外（運送人の損害賠償責任関係）	9
3.4.4	旅客に対する運送責任について	11
3.4.5	旅客の禁止行為（船員等への妨害行為、禁止行為への対応）	12
3.4.6	旅客の手荷物に関する運送人の責任.....	15
3.4.7	払戻し及び払戻し手数料	15
3.4.8	やむを得ない場合の航路変更の明確化について	15
4	標準内航運送約款の改正	16
4.1	標準内航運送約款の適用範囲	16
4.2	改正標準内航運送約款の施行日.....	16
4.3	標準内航運送約款の改正への対応.....	16
4.4	標準内航運送約款の改正のポイント	16
4.4.1	危険品等の持込みや通知義務について	16
4.4.2	運送の引受け、拒絶（契約の解除）	18
4.4.3	高価品に関する特則の適用除外（運送人の損害賠償責任関係）	19
4.4.4	延着に関する損害賠償額について.....	19
5	本資料の見直し	20
6	新旧対照表	20
6.1	標準運送約款の新旧対照表.....	20
6.2	標準内航運送約款の新旧対照表.....	20
7	【参考】商法（運送・海商関係）の改正について	21
7.1	施行日.....	21

7.2	参考資料.....	21
8	【参考】危険物の海上運送について.....	22
8.1	危険物とは.....	24
8.2	物品名による危険物の判定.....	24

1 はじめに（標準運送約款と標準内航約款について）

1.1 標準運送約款と標準内航運送約款の改正について

標準運送約款や標準内航運送約款（以下、両約款を合わせて「標準約款」とし、適宜「改正標準約款」、「旧（現行）標準約款」等とする場合があります）は、不特定多数の旅客および荷主の正当な利益を保護し、海上運送に従事する事業者との取引に関する基本的な事項を定め、望ましい運送約款の普及を図るという観点から導入されたものです。海上運送の利用者の正当な利益を保護するため、国土交通大臣は標準運送約款および標準内航約款を定めて公示することとしており、海運事業者がこれらを使用する場合は、認可又は届出をしたとみなすことにより、行政手続き上の便宜を図っています。

この度、時代の変化によるサービス内容の多様化や、国内貨物や旅客海上輸送に係る商法のルール的大幅な変更を受け、標準運送約款及び標準内航運送約款の規定の見直しや運用の検討を行いました。

これに伴い、標準約款の改正内容等について周知し、必要な手続きを案内することや特約が可能な内容について説明をすることを目的とした本資料を作成しました。

- ◇ 標準運送約款は、海上運送法の規定に基づき旅客、自動車等の運送に適用されます。これを使用しない場合は、独自の運送約款を定め認可を受ける必要があります。
- ◇ 標準内航運送約款は、内航海運業法の規定に基づきロールオン・ロールオフ船、コンテナ船により行う内航運送に適用されます。これを使用しない場合は、独自の運送約款を定め届出をする必要があります。

1.2 標準約款改正へのご対応

本資料では、旧標準約款を使用している海運事業者、さらに、今後新たに改正標準約款を使用する海運事業者が行う必要があることを案内します。本資料をご参考に、標準約款の改正により求められる手続きと検討事項をご確認下さい。なお、約款の変更手続きを行うことにより、引続き、旧標準約款を使用することも可能です。

なお、以下、標準約款の改正のポイントについてご説明するにあたり、旅客船事業者及び内航海運事業者に対して平成 30 年に国土交通省が実施したアンケート調査¹等で収集・精査した実務上の懸念事項や対応事例をとりあげます。また、施行日等、商法改正に関する補足的な説明を第 7 章「【参考】商法（運送・海商関係）の改正について」に整理しましたので、ご参照ください。

¹「標準運送約款等に関するアンケート調査」、「標準内航運送約款等に関するアンケート調査」（国土交通省調査、平成 30 年 1 月実施）。

2 標準約款の改正に関する検討・手続きの流れ

旧標準約款を使用している海運事業者は、改正標準約款の内容をふまえ、これを使用するか検討する必要があります。

2.1 改正標準運送約款および改正標準内航運送約款の入手先

改正標準運送約款および改正標準内航運送約款の主な入手先をご案内します。

- ◇ 国土交通省ウェブサイト
- ◇ 地方運輸局ウェブサイト
- ◇ 主要事業者団体（日本旅客船協会、日本長距離フェリー協会、日本内航海運組合総連合会等）ウェブサイト

2.2 必要な手続きの概要

標準約款を使用する海運事業者が行う必要がある手続きの概要は以下の通りです。

- ◇ 今後、改正標準約款をそのまま使用する場合は、営業所やホームページに掲示する標準約款を更新する（変更手続きは不要）
- ◇ 旧標準約款を引き続き使用する場合や、今後、独自の約款を使用する場合は、変更手続きを行う
- ◇ 約款の改正内容をふまえ、必要に応じて申込書の様式や記載事項等を変更する
- ◇ 原則として、約款の公布日までに方針を決定し、申込人に対し運送約款の変更内容を案内するとともに、運送品が危険物や高価品等である場合、予約時に申告を求める場合は、これに対応する

3 標準運送約款の改正

3.1 標準運送約款の適用範囲

標準運送約款は、海上運送法の規定に基づき、一般旅客定期事業者等が行う旅客、自動車の運送等に適用されます。これをそのまま使用しない場合は、独自の運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受ける必要があります。

3.2 改正標準運送約款の施行日

- ▶ 平成31年4月1日（予定）

3.3 標準運送約款の改正への対応

標準運送約款の改正に対応する検討・手続きの流れを図3.1に示します。

- ◇ 旧標準運送約款を使用していて、今後、改正後の標準運送約款を使用する場合は、営業所やホームページに掲示している標準運送約款を施行日に更新してください。
- ◇ 今後、独自の運送約款を使用する場合は、認可申請を行ってください。
- ◇ 引き続き旧標準運送約款を使用する場合は、「標準」「運輸省告示」「国土交通省告示」等を削除し、認可申請をする必要があります（独自の運送約款への変更と同じ扱いになります）。
- ◇ 現在独自の運送約款を使用していて、今後、標準運送約款を使用する場合は、認可申請を行ってください。
- ◇ 原則として、公布日までに方針を決定し、必要な対応を完了してください。

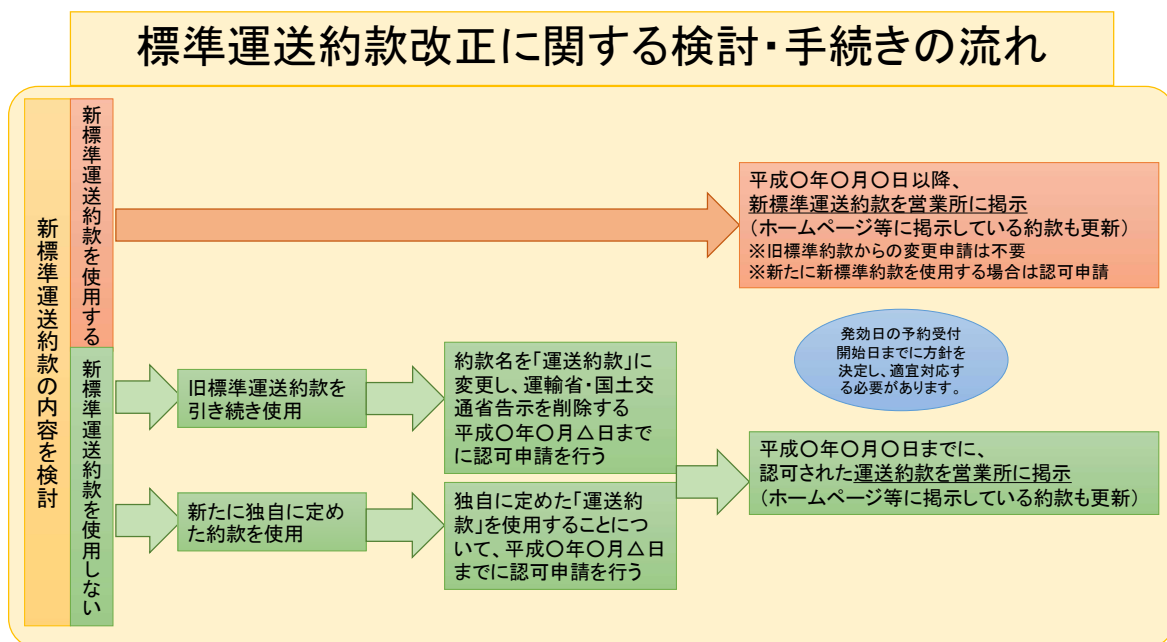


図 3.1 標準運送約款の改正に対する検討・手続きの流れ

3.4 標準運送約款の改正のポイント

3.4.1 危険品の持込みや通知義務について

商法では、物品運送について、「荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない」とされます（商法第 572 条）。

これにより、運送人側も、確実に確認を行うための対応が求められます。ただし、危険物の通知義務は貨物として運送する場合に課されるものであり、商法上、身の回り品には危険物の通知義務は課されません。改正標準運送約款においても、商法と同様に、旅客の手回り品については、通知義務は課さず、受託手荷物及び小荷物の部等については、実務上必要な情報を申告（通知）するよう求めることとします。これらは旧標準運送約款から取扱いに変更はありません。標準運送約款における危険品は、海上運送における危険物より広義のものを指しますが、海上運送における危険物の取扱いの概要については、第 8 章「【参考】危険物の海上運送について」をご参照ください。

【改正標準運送約款抜粋】

●旅客運送の部

（手回り品の持込み等）

第 4 条 （略）

2 当社は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

- (1) 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
 - (2) **爆発物**その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
 - (3) 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は船舶に対して危害を及ぼすおそれのあるもの**
- （以下略）

●受託手荷物及び小荷物運送の部 等

（運送の引受け）

第 3 条

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

- (2) 受託手荷物又は小荷物が次のいずれかに該当する物である場合
- ウ **爆発物**その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- エ **銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は船舶に対して危害を及ぼすおそれのあるもの**
- （以下略）

(内容の申告等)

第4条 運送申込人は、受託手荷物又は小荷物が前条第3項第2号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨を当社に申告しなければなりません。ただし、同号ア又はウ若しくはエに掲げる物（以下「危険品等」という。）については、危険品等である旨及び当該貨物の安全な運送に必要な情報を当社に申告しなければなりません。

(1) 約款改正のポイント

改正標準運送約款の受託手荷物及び小荷物運送の部第4条（内容の申告等）、特殊手荷物運送の部第4条（積載物品の内容の申告等）、自動車航送の部第5条（積載貨物の内容の申告等）においては通知義務が規定され、特に危険物に関しては、「安全な運送に必要な情報」を運送申込人から申告してもらう必要があります。

なお、改正標準運送約款（旅客運送の部）では、手回り品については通知義務を課していませんが、従前のおり、銃砲、刀剣、爆発物等のほか、臭気を発するもの、不潔なものその他についても、乗船者や物品、船舶に迷惑や危害を及ぼすおそれのあるものとして、拒絶することがあることを規定しています（旅客運送の部第4条）。

また、危険物の通知義務違反に際して、運送人は通知がなかったこと、荷送人に帰責事由があることを事実上立証する必要がありましたが、改正後は、荷送人が帰責事由のないことを立証する必要があります。

(2) 実務上の対応方法等

実務上、大きな対応の変化は想定されていませんが、旅客・運送申込人による危険物の持込みに関する通知義務への対応として、運送人は、予約・申込み時に、危険物の申告を受け付ける様式（乗船申込書等）の手配等があげられます。また、危険物に関する認識の齟齬がないようにするため、危険物に関して例示を示すことにより確認を行うことが推奨されます。内容物だけではなく、取扱いや運送方法についても申告を求め、確認する対応を要します。こうした旅客・運送申込人による危険物の通知義務に伴い、運送人は、事前の問い合わせへの対応や積載に係る確認作業など、運送に当たって従前より時間を要することがあります。

代表的な対応方法例について以下に整理します。

① 危険物の通知に関する確認方法

- ◇ 安全データシート（MSDS）の事前提出を要望し、化学品名・国連番号・分類・積載方法・輸送上の注意等を確認する。また乗船前には、「危険物明細書」の提出を求める。
- ◇ ホームページ及び旅客船ターミナル・棧橋・旅客船内に、持ち込みできない危険物品目を掲示し、万が一改札まで持ち込まれた場合は、その場で説明・持ち込みを断る。

② 危険物の通知に関する対応事例等

- ◇ 電話による事前の予約受付、要領の確認。船内では危険物明細書を荷送人と確認したのち、係員が災害防止に関する計画書と危険物積み荷一覧所を記入する。
- ◇ 貨物積荷申込書に「破損、変形、荷崩れを防ぐため、内容品名欄には詳細をご記入ください」「危険物、貴重品、お取り扱いが難しいもの等はお受けできない場合があります」と印刷し、受付窓口にて対面対応。
- ◇ 問合せを受けた時点で「安全データシート」の重要性を説明し、「安全データシート」を確認した上、乗船の可否を説明する。
- ◇ 危険物積載車について、車両予約時に申し出がなく当日港で積込みの際に申し出を受けると、確認作業に時間がかかり、積込、出港が遅れる懸念がある。また、積載不可の危険物があったときは当日港で拒絶することがある。
- ◇ 危険物運送船適合証は、危険物の分類又は項目のみの記載であることから、危険物名称との関連付けに時間を要する場合がある。また、国連番号ではなく、一般名称での問い合わせを受ける場合についても、対応に時間を要することがある。

3.4.2 運送の引受け

【改正標準運送約款抜粋】

●受託手荷物及び小荷物運送の部 等

(運送の引受け)

第3条 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(略)

(2) 受託手荷物又は小荷物が次のいずれかに該当する物である場合

ア 荷造り又は荷札の不完全なもの、破損しやすいもの、臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

イ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品

ウ 爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

エ 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は船舶に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

オ～キ (略)

(3) 運送申込人がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

(4) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

(5) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

(運航の中止等)

第6条 当社、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止等の措置をとることがあります。

(1) 気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合

(2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合

(3) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合

(4) 疾病が発生したなど乗船者の生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある場合

(5) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合

(6) 旅客運送の部第18条に規定する禁止行為をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合

(7) 円滑な避難又は緊急輸送を確保するため、災害時における旅客又は貨物の輸送を行う場合

(8) 官公署の命令又は要求があつた場合

●自動車航走の部

(運送の引受け)

第4条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、自動車航送に係る自動車並びにその運転者及び積載貨物の運送契約の申込みに応じます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(1) 当社が第7条の規定による措置をとった場合

(2) 自動車が次のいずれかに該当するものである場合

ア 法令の規定に違反して運行されるもの

イ その積載貨物の積載方法が運送に不相当と認められるもの

ウ 車高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの

エ 船積固縛するのに不適切な構造を有すると認められるもの

オ 運賃と比し、著しく高額なもの

カ その他乗船者、他の物品若しくは船舶に危害を及ぼし、又は乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(3) 自動車の積載貨物が次のいずれかに該当する物である場合

ア 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

イ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品

ウ 爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

エ 銃砲、刀剣その他乗船者、他の物品又は船舶に対して使用による危害を及ぼすおそれのあるもの

オ 生動物

カ その他運送に不相当と認められるもの

(4) 自動車の運転者又は運送申込人がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

(5) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

(6) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

(運航の中止等)

第7条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更又は自動車の種類等の制限の措置をとることがあります。

(1) 気象又は海象が使用船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合

(2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合

(3) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合

(4) 疾病が発生したなど乗船者の生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある場合

(5) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合

(6) 禁止行為をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合

(7) 円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため、災害時における旅客又は貨物の輸送を行う場合

(8) 官公署の命令又は要求があつた場合

アンケート調査では、他の旅客の迷惑や危険を及ぼすおそれがある物品、船体を傷つける物品や装具、船内環境の維持に支障のある物品、改造車・低床車など円滑な運航に支障を来たすおそれがある車両などについて、乗船直前の対応は困難であるとの意見が寄せられました。これを踏まえ、引受けは行うものの旅客や荷主に何か対応をお願いする必要があること、事業者の使用する船舶や、天候・海象の状況等により、引受けをお断りする必要があることを条文上記載しました。車に関する引受けについては、車高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの等、標準内航運送約款の車に関する引受けの規定と同じ書きぶりを追加しました。

(例)

- ◇ 磯靴（釣靴）、サイクリングシューズ、ゴルフシューズの靴底のスパイク等（使い捨てスリッパの提供による対応例あり）
- ◇ 大型の手荷物（スーツケース、クーラーボックスなど）、台車等
- ◇ 改造車、低床車、改造バイク（違法でなくとも、気象・海象により乗船や固縛が困難な場合あり）

3.4.3 高価品に関する特則の適用除外（運送人の損害賠償責任関係）

【改正標準運送約款抜粋】

●受託手荷物及び小荷物運送の部 (内容の申告等)

第4条

1～3 (略)

4 当社は、前条第3項第2号イに該当する受託手荷物又は小荷物の運送に関しては、運送申込人が運送の申込みに際し当該受託手荷物又は小荷物の種類及び価格を明示したのでなければ、その損傷又は滅失による損害については、これを賠償する責任を負いません。

5 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しません。

(1) 運送契約の締結の当時、受託手荷物又は小荷物が高価品であることを当社が知っていたとき。

(2) 当社の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

●自動車航走の部

第4条 (略)

2 (略)

(2) 自動車が次のいずれかに該当するものである場合

ア 法令の規定に違反して運行されるもの

イ その積載貨物の積載方法が運送に不相当と認められるもの

ウ 車高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの

エ 船積固縛するのに不適切な構造を有すると認められるもの

オ 運賃と比し、著しく高額であるもの

カ その他乗船者、他の物品若しくは船舶に危害を及ぼし、又は乗船者に迷惑を及ぼすおそ

れのあるもの

(3) 自動車の積載貨物が次のいずれかに該当する物である場合

ア 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

イ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品

ウ 爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

エ 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は船舶に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

オ 生動物

カ その他運送に不相当と認められるもの

(自動車及びその積載貨物)の内容の申告等

第5条 運送申込人は、前条第2項第2号オに該当する自動車及び同項第3号のいずれかに該当する自動車の積載貨物であるときは、あらかじめその旨を当社に申告しなければなりません。ただし、同号ア又はウ若しくはエに掲げる物(以下「危険品等」という。)については、危険品等である旨及び当該貨物の安全な運送に必要な情報を当社に申告しなければなりません。

2 当社は、前条第2項第2号オに該当する自動車及び同項第3号のいずれかに該当する自動車の積載貨物である自動車の運送の申込みに応じる場合には、運送申込人に対し、その負担において当該自動車及び当該積載貨物につき看守人の添乗、保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることがあります。

3 当社は、前条第2項第2号オに該当する自動車及び同項第3号のいずれかに該当する自動車の積載貨物である疑いがあるときは、当該自動車の運転者若しくは運送申込人又は第三者の立合いのもとに、当該積載貨物の内容を点検することがあります。

4 当社は、前条第2項第2号オに該当する自動車及び同項第3号イに該当する自動車の積載貨物である自動車の運送に関しては、運送申込人が運送の申込みの際に当該自動車及び当該積載貨物の種類及び価格を明示したのでなければ、その滅失、損傷又は延着による損害については、これを賠償する責任を負いません。

5 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しません。

(1) 運送契約の申込みの当時、自動車又は積載貨物が高価品であることを当社が知っていたとき。

(2) 当社の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(1) 約款のポイント

① 特則の適用除外について

現行、標準運送約款において、高価品を運送したい場合は、旅客は、運送人に高価品である旨を申告し(運送人は場合によって引受け拒絶が可能)、運送人が運送を引き受ける場合は、保険の付与の対応を行うことが可能です。

改正商法第577条により、明告されていない高価品について運送人は損害賠償の責任を負いませんが、契約締結時に運送品が高価品であることを運送人が知っていた場合、および、運送人の故意または重大な過失があった場合には、免責されないという規定が加わりました。この点については、改正標準運送約款においても同様の改正が行われました(受託手荷物及び小荷物運送の部第4条、特殊手荷物運送の部第4条、自動車航送の部第5条)。

運送人は、賠償責任の限度額を設定することが可能ですが、あらかじめ旅客に、乗船書等で事業者側の賠償責任の限度額を示した上で、限度額を超える場合は別途保

険に加入してもらうなどの措置をとることも可能です。

② 自動車が高価品である場合について

旧標準運送約款では、高価品については「白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品」と定義されていました（受託手荷物及び小荷物運送の部（第3条）、特殊手荷物運送の部で積載物品について（第3条）、自動車航送の部で自動車の積載貨物について（第4条））。

今回の改正では、積載貨物のみならず自動車についても高価品と扱うこととしました。これにより、運賃と比較して非常に高価な場合（一見して高価品であると判断される高級スポーツカー等以外にも、年式の古い自動車が、クラシックカー等として市場において高額である場合や、テレビ中継車やレントゲン車等、車両自体が同型車よりも著しく高価である場合等）は高級車に該当する場合があります。

(2) 実務上の対応方法等について

精密機械・通信機器などの精密機械や生鮮食品その他の物品については、引き続き、一般的に必ずしも高価品と認識されていないものであっても、貨物自動車やコンテナ等の運送契約単位で著しく高額になる場合は高価品に含まれます。

高価品の範囲については、各事業者において設定可能ですが、通常高価品と認識しないようなものまで高価品としたような場合は、荷送人が個人である場合は、消費者契約法第10条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）により特約が無効とされる可能性があることが留意されます。

3.4.4 旅客に対する運送責任について

【標準運送約款抜粋】

●旅客運送の部

（運送の引受け）

第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回り品の運送契約の申込みに応じます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(1) 当社が第5条の規定による措置をとった場合

(2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見がある者

イ 泥酔者、薬品中毒者その他の乗船者の迷惑となるおそれのある者

- ウ 重傷病者又は小学校に就学していない小児で、付添人のない者
- エ 年齢、健康上その他の理由によつて生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者

(3) 旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

(4) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合

(5) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

(6) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

(当社の賠償責任)

第20条 当社は、旅客が、船長又は当社の係員の指示に従い、乗船港の乗降施設（改札口がある場合にあつては、改札口。以下同じ。）に達した時から下船港の乗降施設を離れた時まで
の間に、その生命又は身体を害した場合は、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

(1) 当社が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかつたこと並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとつたこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかつたことを証明した場合

(2) 当社が、旅客又は第三者の故意若しくは過失により、又は旅客がこの運送約款を守らなかつたことにより当該損害が生じたことを証明した場合

3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の責任について、負わない場合があります。

(1) 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。

(2) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

(以下略)

商法第591条では、旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償責任に関する軽減・免責の特約禁止と、一部の場合において特約が可能とされる場合が規定されました。これを受け、標準運送約款 旅客運送の部第20条においても、明文化することとしました。また、運送の引受けについても、明確化のため、海上運送法上の規定を追加しました。

3.4.5 旅客の禁止行為（船員等への妨害行為、禁止行為への対応）

【標準運送約款抜粋】

●旅客運送の部

(旅客の禁止行為等)

(旅客の禁止行為等)

第18条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

(1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。

(2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。

(3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。

- (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
 - (5) みだりに自動車その他の貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又は移動すること。
 - (6) みだりにタラップ、遮断機その他乗船者又は自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。
 - (7) みだりに乗船者又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
 - (8) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かつて投げ、又は発射すること。
 - (9) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
 - (10) 船長又は当社の係員の職務の執行を妨げる行為をすること。
 - (11) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
 - (12) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。
- 2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船長又は当社の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。
- 3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否すること又は下船を命じることがあります。

(旅客に対する賠償請求)

第 21 条 旅客が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

(1) 旅客による迷惑行為について

旅客の禁止行為等については、旅客の義務として旅客運送の部（第 18 条）で規定されています。

今回の標準運送約款の改正では、禁止行為の内容に関して改正はありませんが、アンケートに調査において、近年増加している具体的な迷惑行為として、他の乗客への迷惑行為、乗務員に対するハラスメント（嫌がらせ）、泥酔、ペット（愛玩動物）の管理規定の不遵守等が、対応に苦慮する事例として挙げられています。条文では、他の乗客への迷惑行為は第 18 条第 10 号に該当し、泥酔やペットの管理規定の不遵守は第 18 条第 12 号に該当します。船員等（陸上における切符販売等の関係者も含む）に対するハラスメント・嫌がらせについては、第 18 条第 11 号に新設しました。また、第 18 条第 3 項において、船長が下船を命じることがあるとしているところ、乗船の拒否をすることがある旨も追加しました。

(2) 約款改正のポイント及び罰則規定について

旅客は乗下船や船内における行動に関して、船長や係員の指示に従う必要があり、事業者は禁止行為を行った旅客に対して下船を命じるなど必要な措置を行うことが可能ですが（標準運送約款第 18 条第 2 項・第 3 項）、その他、海上運送法に基づく罰則規定が

あります（海上運送法第 23 条）。

以上を踏まえて、旅客運送の部第 21 条（旅客に対する賠償請求）を改正しました。法令の遵守については、同第 1 条（適用範囲）に規定されていますが、これをより明確に規定することとなります。また、例えば船舶の備品を盗むなどの行為については、従前通り刑法が適用されますが、これらについての損害賠償についても明確化しています。

海上運送法で定められた罰則規定を案内します。法律上の規定を掲示・周知することは、対応例の一つとして考えられます。海上運送法では、三十万円以下の罰金が規定されていますが、事業者が賠償を求める場合は、約款第 21 条による旅客に対する賠償請求を行う必要があります。

海上運送法及び海上運送法施行規則の該当部分を以下に抜粋します。

（海上運送法では、「何人も」という規定であることから、約款で運送契約を結ぶ「旅客」よりも広い範囲で禁止行為が適用されることとなります。）

【海上運送法】

（旅客の安全を害するおそれのある行為の禁止）

第二十三条の二 何人も、みだりに人の運送をする船舶運航事業に使用する船舶の操舵設備その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作し、その他これらの船舶の旅客の安全を害するおそれのある行為で国土交通省令で定めるものをしてはならない。

第五十三条 第二十三条の二の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

【海上運送法施行規則】

第二十三条の十四 法第二十三条の二の国土交通省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
- 二 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- 三 みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- 四 みだりに自動車その他の貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- 五 みだりにタラップ、しや断機その他旅客又は自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。
- 六 みだりに旅客又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他旅客の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
- 七 自動車を運転して乗船し、又は下船する際に船舶内又は乗降施設若しくは誘導路において徐行をせず、又は乗降中の他の自動車の前方に割り込むこと。
- 八 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。

(3) 実務上の対応について

一度運送約款の規定に違反する行為を行った旅客に対しては、旅客運送の部第3条を適用し、旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合に該当する者として、次回乗船予約の申込みを拒絶する対応をしている事例があります。ただし、航路毎の事情により、一律の対応が困難であることは留意されます。

3.4.6 旅客の手荷物に関する運送人の責任

引渡しを受けていない荷物についても運送人が責任を負っている場合もあるという課題があることから、例えば、乗船事前に旅客の身の回り品について確認をとり、場合によって委託をしてもらう等の対応が可能です。また、運送人の過失により旅客の携帯手荷物について損害をもたらした場合の運送人の責任限度額の設定や、追加の料金を拠出すれば限度額の設定をあげる等の規定を設けることも可能です。ただし、消費者契約法第8条により、重過失の場合には責任限度額の設定はできません。

3.4.7 払戻し及び払戻し手数料

払戻し及び払い戻し手数料については、商法上の規定は削除されますが、改正標準運送約款では、引き続き、払戻し及び払戻し手数料を規定しています(旅客運送の部第17条等)。そのため、改正標準運送約款を使用される場合、従来通りの規定が適用されます。

独自の運送約款を使用し、事業者独自の払戻し及び払戻し手数料を規定することも可能です。

3.4.8 やむを得ない場合の航路変更の明確化について

標準運送約款第5条について、災害時の緊急輸送や旅客の禁止行為に伴う航路変更は、現行の標準運送約款において、「やむを得ない場合」に該当すると整理されています。今般の改正により、災害時に他のルートを送送する場合や、旅客が禁止行為を行った場合に航路を変更することについて、他の利用者へのわかりやすさの観点から、約款の条文に明記されました。事業者は海上運送法の手続きに従い、航路変更を行うことが可能です。

4 標準内航運送約款の改正

4.1 標準内航運送約款の適用範囲

RORO 船・コンテナ船により内航運送をする事業者

4.2 改正標準内航運送約款の施行日

平成31年4月1日（予定）

4.3 標準内航運送約款の改正への対応

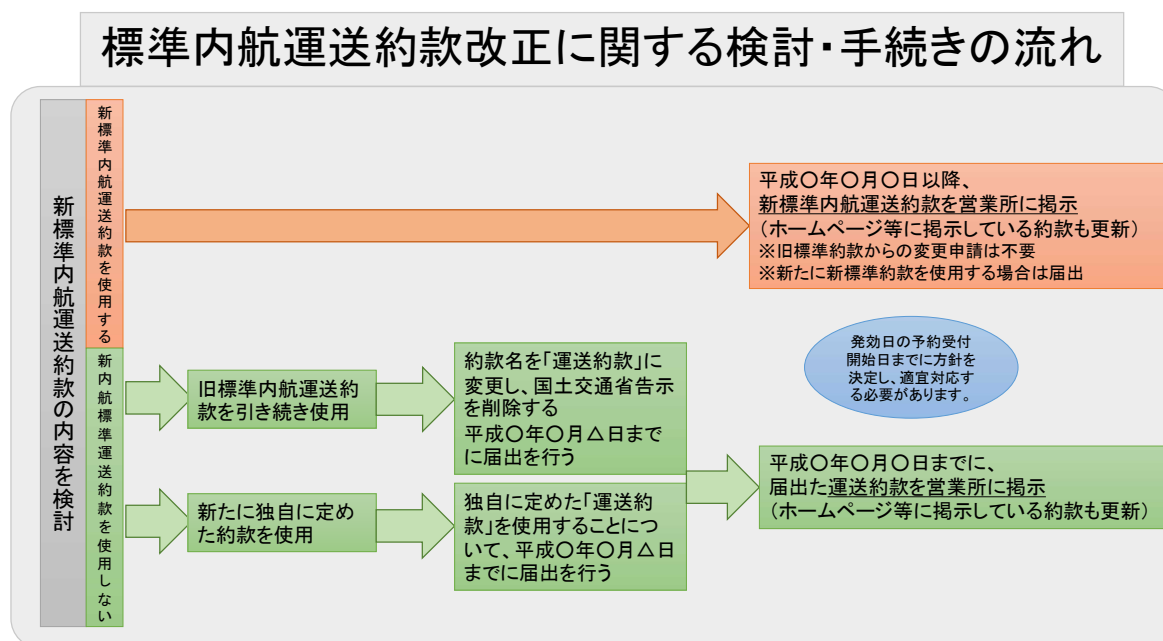


図 4.1 標準内航運送約款の改正に対する検討・手続きの流れ

4.4 標準内航運送約款の改正のポイント

4.4.1 危険品等の持込みや通知義務について

商法では、物品運送について、「荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない」とされます（商法第 572 条）。

これにより、運送人側も、確実に確認を行うための対応が求められます。

海上運送における危険物の取扱いの概要については、第 8 章「【参考】危険物の海上運送について」を参照してください。

【改正標準内航運送約款抜粋】

(運送の引受け)

第3条 当社は、使用船舶の輸送能力の範囲内において、貨物の運送契約の申込みに応じる。

4 当社は、第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送契約の申込みを拒否し、又は既に締結した運送契約を解除することができる。

一 当社が第十二条の規定による措置をとった場合

二 貨物が次のいずれかに該当する物である場合

イ 臭気を発するもの、不潔なものその他船員その他の使用人（下請人及び荷役業者を含む。以下同じ。）又は荷主の指示により使用船舶に乗船する者（以下「便乗者」という。）に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

ロ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品

ハ **爆発物**、放射性物質その他船員その他の使用人（以下「船員等」という。）又は便乗者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

ニ 銃砲、刀剣その他使用することにより、船員等、便乗者、他の物品又は使用船舶に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

(以下略)

(貨物の内容の申告等)

第4条 荷送人は、貨物の種類、重量、状態、価格、電源接続等特別な取扱いその他の貨物の明細に関する**事項、荷送人及び荷受人の氏名又は名称、船積港及び陸揚港**を契約締結前に**当社に書面により通知**しなければならない。ただし、荷送人は、**当社の承諾を得た場合は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、当該書面を通知したものとみなす。**

2 荷送人は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨を**通知**しなければならない。ただし、**同条第四項第二号イ又はハ若しくはニに掲げる貨物（以下「危険品等」という。）に当たっては、あらかじめその旨及び当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。**

(以下略)

3 荷送人は、前二項の規定により**通知**した事項が事実と異なることを保証することとする。荷主は、荷送人が当該事項を**通知**しなかったこと又は**通知**した事項が事実と異なることから当社に発生する費用、罰金及び賠償の責めに任じることとする。

4 当社は、荷送人が第一項及び第二項の規定に反し、荷送人が当該事項を**通知**しなかったこと又は**通知**した当該事項が事実と異なることから発生する貨物の損害について、賠償の責めに任じない。

5 当社は、第一項及び第二項の規定により荷送人が**通知**した事項について、内容を調査する義務を負わない。

6 当社は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する貨物の運送の申込みに応じる場合においては、荷送人に対し、その負担において、当該貨物につき便乗者の添乗、積荷保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることができる。

7 当社は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する疑いがある場合においては、荷主又は第三者の立会いのもとに、当該貨物の内容を点検することができる。

(1) 約款改正のポイント

改正内航標準運送約款では、危険物の規定について、「乗船者、他の物品又は船舶に

危害を及ぼすおそれのあるもの」（爆発物、放射性物質その他）と、「使用することにより、船員等、便乗者、他の物品又は使用船舶に対して危害を及ぼすおそれのあるもの」（銃砲、刀剣その他）に分けて列挙しています（第3条（運送の引受け））。

(2) 実務上の対応方法等

荷送人による危険品の持込みに関する通知義務に対応し、運送人は、予約・申込み時に、危険品の申告を受け付ける様式を手配することが必要となります。内容物だけではなく、取扱いや運送方法についても申告を求め、確認する対応を要します。

代表的な対応方法例について、また関連する懸念事項について、以下に整理します。

① 危険物の通知方法

◇ 商談時にはMSDSの提出を求める。船積み時には、国連番号等の記載されたコンテナ危険物明細書や危険物事前連絡表の提出を求める。

② 危険物の通知に対する確認や対応等

- ◇ 火薬類や高圧ガスなど、危険度の高い貨物の商談時には、MSDSと危規則を照らし合わせ、十分な確認ができるまで荷主側に情報提供を求めている。
- ◇ 危険物を輸送する容器を確認する。相積ができない、港の制限を受ける場合は次航へ繰り延べ乗船を了解していただく。

③ 危険物の通知義務に関連する懸念事項について

- ◇ 国際フィーダーコンテナにおいては、輸入貨物では、コンテナ危険物明細書や危険物事前連絡表の提出がなされず、国連番号のみの情報提供しか得られないケースがある。これは、多くの貿易書類が電子化されている中で、危険物に関わる情報だけが未だに紙ベースでの提出や流通を求めているため、当該「紙」が輸出国側から適切に輸入国側の末端関係者まで流通しきらないという事である。
- ◇ RO-RO船は、引受形態がトレーラーの為、トレーラー内の積載貨物に関し、都度内部まで確認することはできず、基本、荷送人からの申告に頼らざるを得ない。申告した内容と違う、もしくは荷送人が船舶の危険物に対する認識が足りない場合、当社が把握せずに危険物を積み込むというリスクがある。
- ◇ 外観が一般のシャーシトレーラーで危険物が積載されている場合かつ輸送品名が危険物と認識できない場合は、気付かずに相積を禁止している他危険物と同時に輸送してしまう懸念がある。

4.4.2 高価品に関する特則の適用除外（運送人の損害賠償責任関係）

標準運送約款（3.4.3）をご参照下さい。

4.4.3 延着に関する損害賠償額について

【改正標準内航運送約款抜粋】

（運送の引受け）

（当社の責任）

第18条 当社の貨物の滅失、**損傷又は延着**に対する責任は、第三条第二項の規定により当社が貨物を受け取ったときに始まる。

2 当社の責任は、荷受人が留保をせずに貨物を受け取ったときに消滅する。ただし、貨物に直ちに発見することができない**一部滅失又は損傷**がある場合において荷主が引渡日より二週間以内に当社に対してその通知を発したときは、この限りでない。

3 前項の規定は、**当社が貨物に損傷または一部滅失があることを知っていたときは**、適用しない。

4 他に規定のある場合を除き、当社は、貨物の滅失、**損傷又は延着**の損害について当社又は船員等に悪意又は過失がないことを証明できないときは、賠償の責めに任じる。

5 前項の規定にかかわらず、当社は、発航後における航行又は使用船舶の取扱いにより生じた損害については、当社に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重過失がないことを証明できない場合においては、賠償の責めに任じる。

6 前二項の場合においても、当社は、第三条第四項第二号ロに掲げる貨物の滅失、**損傷又は延着**の損害については、第四条第二項に基づく書面による**通知**がないときは、賠償の責めに任じない。

7 前項については、次に掲げる場合については適用しない。

一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当社が知っていたとき。

二 当社の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

8 貨物の滅失、**損傷**の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、あらかじめ当社が当該貨物の引渡しについて指定した場所及び時間（一部滅失又は**損傷**の場合においては、引渡しのあった時間。次項において同じ。）における価格によってこれを定める。

9 前項において、あらかじめ当社が当該貨物の引渡しについて指定した場所及び時間における価格が明確でない場合においては、当該価格は、第四条第一項において荷送人が**通知**した価格であるものと推定する。

10 貨物の滅失、**損傷**のため荷主が支払うことを要しない運賃等は、前二項の賠償額から控除する。

11 **貨物の延着の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、運賃等の総額を限度とする。**

12 当社は、**第8項及び前項の規定にかかわらず**、当社又は船員等の悪意又は重過失によって貨物が滅失、**損傷又は延着**した場合においては、一切の賠償の責めに任じる。

改正商法では、損傷、滅失の場合の損害賠償額に関し、損害賠償額の定額化の規定の整理（引渡しがされるべき地及び時における運送品の市場価額等）が規定され、延着の損害賠償額に関しては、各モードに任せることとして規定上の整理はなされませんでした。標準内航運送約款では、損傷、滅失に係る規定について、改正商法と同様に、損害賠償額の定額化（あらかじめ当社が引渡しについて指定した場所及び時間の価格）が規定されており、既に条文に盛り込まれていますが、延着の損害賠償額の規定については、陸上の標準約款では盛り込まれていることから、標準内航運送約款でも、同様の規定を新設し、運賃等の上限を限度とすることとしました。これにあわせて、事業者の延着に関する責任を明記しました。

なお、気象・海象等の影響を受けやすい内航貨物においては、多少の遅れでは延着という慣習はなく、定刻運行することが多い他の運送モードと比べ、内航貨物における「延着」の概念は、他の運送モードの遅延等とは異なります。

5 本資料の見直し

改正商法の施行後の状況、改正された標準運送約款及び標準内航運送約款の適用状況などを踏まえて、本資料は、必要に応じ見直しを行うものとします。

6 新旧対照表

主な改正事項を新旧対照表に整理します。

6.1 標準運送約款の新旧対照表

6.2 標準内航運送約款の新旧対照表

7 【参考】商法（運送・海商関係）の改正について

7.1 施行日

平成31年4月1日

7.2 参考資料

商法の改正に関する上述の説明は、改正標準約款の内容をご理解頂くため、主に法制審議会（運送・海商関係部会）で主要な論点とされた事項の概略を整理したものです。商法の改正については、以下の参考資料をご案内します。

(1) 商法

- ◇ 改正商法は、電子政府の総合窓口 e-Gov（イーガブ）から入手可能
<http://www.e-gov.go.jp>

(2) 商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱

- ◇ 法制審議会商法（運送・海商関係）部会の審議記録および取りまとめられた「要綱」等は、法務省ウェブサイトから入手可能

(3) 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律

- ◇ 上記法律や新旧対照条文等は、法務省ウェブサイトから入手可能

8 【参考】危険物の海上運送について

船舶による物品運送において、危険物に分類される貨物の例を図 8.1 に整理します。

危険物は、化学物質名ではなく、消火器・蓄電池などのように物品名で掲載されていることがあります。また物品名に掲載されていなくても危険物に該当する物質を含む物品は、危険物に該当する場合があります。リチウム電池、スプレー缶、花火、ペンキなどの物品は危険物に分類されます。また、潜水用機器（高圧ガス）、電動機器・電気機器（火薬・電池等）、家庭用品（エアゾール）、医療機器等の物品は、危険物に該当する物質を含む場合があります。

一部の危険物は船長の許可を受けて船内へ持ち込むことが可能となっています。

国土交通省で案内している危険物の海上運送等に関する安全対策について、以下にその概要を整理します²。

² 「危険物の海上運送等に係る安全対策」

(国土交通省ウェブサイト：http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000012.html)

船舶で貨物を運送される皆様へ ～危険物はありませんか？～

「危険物」を船舶により運送するには

船舶への積載が禁止されているものを除き、危険物は危険物船舶運送及び貯蔵規則及び関係法令に基づき、定められた量以下のものを定められた容器に収納する等行うことにより運送が可能です。

その場合、荷送人の責任において危険物の分類等の判定、法令で定められた容器への収納等をしていただくとともに、危険物の内容を詳しく記載した書類(危険物明細書等)を船舶所有者又は船長に提出していただく必要があります。

～ 危険物の運送に関するWEBページのご案内 ～

「危険物の海上運送等に係る安全対策」

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000012.html

「危険物」とは？

以下のものは危険物に分類されます。

<p>1. 火薬類 火薬、弾薬、花火等</p> 	<p>2. 高圧ガス 加圧されたガス、引火性を有するガス等(酸素、液化石油ガス(LPG)、エアゾール缶等)</p> 	<p>3. 引火性液体類 引火点が一定温度以下の液体等(ガソリン、灯油、ペイント類等)</p> 	<p>4. 可燃性物質類 自然発火しやすい物質等(木炭、マッチ、金属粉末等)</p> 
<p>5. 酸化性物質類 他の物質を酸化させる性質を有する物質等(さらし粉、過酸化水素等)</p> 	<p>8. 腐食性物質 腐食性を有する物質(酸性ソーダ、蓄電池等)</p> 	<p>9. 有害性物質 1.～8.には該当しないが、人に危害を与え、又は物件を損傷するおそれのあるもの(リチウムイオン電池、PCB、自動車等)</p> 	<p>6. 毒物類 人体に対して毒作用を及ぼす物質等(殺虫殺菌剤類等)</p> 
<p>7. 放射性物質等</p> 	<p>※ ロールオン・ロールオフ船等に積載する場合であっても燃料等の濃度が低い場合は危険物に該当しない。</p>		

- ◆ 一部の危険物は、規定の数量以下のものを、船長の許可を受けて携帯品として船内に持ち込むことが可能です。
- ◆ 荷送人が、危険物船舶運送及び貯蔵規則及び関係法令に従い、危険物の容器への収納、危険物明細書等の船舶所有者又は船長への提出等を行わなかった場合、20万円以下の罰金の対象となります。
- ◆ 危険物の分類や容器に関する個別のご質問は、最寄りの地方運輸局海上安全環境部船舶安全環境課までお問い合わせください。

 国土交通省海事局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Maritime Bureau

(国土交通省)

図 8.1 危険物の例

8.1 危険物とは

表 8.1 に該当するものは危険物と分類されます（容器に入れ包装して運送する個品運送の場合）。

危険物に該当するものは約 3000 物質あり、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の別表第 1 にリスト化されています³。

表 8.1 危険物に分類される物質

火薬類	火薬、爆薬、弾薬、火工品等
高压ガス	常温・常圧で気体の物質等
引火性液体類	引火点が一定温度以下の液体
可燃性物質類	火気等により容易に点火され燃焼しやすい物質や、自然発熱又は自然発火しやすい物質や、水と作用して引火性ガスを発生する物質
酸化性物質類	他の物質を酸化させる性質を有する物質や、容易に活性酸素を放出し他の物質を酸化させる性質を有する有機物質
毒物類	人体に対して毒作用を及ぼす物質や、生きた病原体や生きた病原体が付着している物質
放射性物質等	イオン化する放射線を自然に放射する放射性物質や、放射性物質によって汚染された物
腐食性物質	腐食性を有する物質
有害性物質	上述の物質には該当しないが、人に危害を与え、又は物件を損傷するおそれのあるもの

8.2 物品名による危険物の判定

危険物は、化学物質名ではなく、消火器・蓄電池などのように物品名で掲載されていることがあります(表 8.2)。また物品名に掲載されていなくても危険物に該当する物質を含む物品は、危険物に該当する場合があります（表 8.3）。

なお、化学物質名、物品名でリストに掲載されていなくても、ただちに危険物でないとは判断できません。リストには「その他の引火性物質」、「その他の可燃性物質」などの包括的な物質名があり、リストに未掲載の物質でも引火性や可燃性など何らかの危険性をもつ場合は、危険物に該当します。

³ 「船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）」
（別表第 1：<http://www.mlit.go.jp/common/001178722.pdf>）

表 8.2 危険物に該当する物品名（例）

リチウム電池	危険物に該当します。
スプレー缶	エアゾールとして危険物に該当します。
花火	煙火として危険物に該当します。
ペンキ	塗料として危険物に該当する場合があります。

表 8.3 危険物に該当する物質を物品名（例）

潜水用機器	空気ボンベは高圧ガスに分類される危険物に該当します。
電動機器・電気機器	火薬、蓄電池、リチウム電池等の危険物を含む場合があります。
家庭用品	エアゾール、塗料等の危険物を含む場合があります。
医療機器・医薬品	何らかの危険物を含む場合があります。